

## 東近江市能登川墓地公園利用申込者の皆様へ

東近江市能登川墓地公園の利用申込対象者は、市内に住所又は本籍地がある世帯主か、戸籍筆頭者です。

利用申込をされる方は、下記のとおり手続きをお願いします。

墓地の利用は、許可証発行日以降になりますので御注意ください。

### 1 「東近江市墓地利用許可申請書」の提出

添付書類： 本籍及び続柄記載の住民票

〔 ※利用申込者の住所が市外の場合、追加書類に  
墓地利用代理人指定届または代理人未選定申立書 〕

### 2 「使用料」及び「管理料」の納入

納入金額： 使用料 250,000円 (永代使用料)

管理料 7,500円 (5年分)

納入期間： 納入書発行日の翌日から2週間以内

納入方法： 発行した納入書にて、納入書に列記されている金融機関等で納入してください。

使用料及び管理料の納入確認後、「東近江市墓地利用許可証」を発行いたします。  
(郵送)

#### \*利用墓地について

各区画は境界石で区切られています。区画番号は、境界石上の白いプレート又は区画中に打たれた杭に書かれています。  
例えば、D区画10番であれば「D-10」と表示しています。



※ 空き区画には「空き」の記載があるコンクリートブロックが設置されています。申込が入り次第、撤去していますが、業務の都合上、既に申込があった場合でも撤去ができない場合がありますので、空き状況の確認は環境政策課へ問合せください。



- ※ 利用区画の管理は、利用者様にお任せいたします。  
墓石を設置する期限や、石業者の指定はありません。
- ※ 利用区画内の雑草は、各自で除草してください。

## 墓地を利用される方へ

墓地を利用される方は、次の事項を熟読いただき、適正に墓地を利用してください  
ますようお願いいたします。

- 1 墓地は、焼骨の埋蔵、墓石等の設置以外に使用することはできません。
- 2 墓地の利用権は、他人に転貸し又は譲渡することはできません。
- 3 墓地の利用権は、相続人又は親族で祖先の祭祀を主宰する者に限り承継することができます。「墓地利用権承継許可申請書」に次の書類を添えて提出してください。

〔添付書類〕 ・利用者 と 承継者の関係がわかる戸籍謄本  
・承継者の住民票  
・墓地利用許可証  
・（承継者の住所が市外の場合）墓地代理人指定届

- 4 墓地に墓石等を設置しようとするときは、「墓石等設置工事届出書」に関係書類を添えて提出してください。
- 5 墓地に焼骨を埋蔵しようとするときは、「焼骨収蔵届」に次の書類を添えて提出してください。

〔添付書類〕 ・火葬許可証（又は改葬許可証）  
・墓地利用許可証

- 6 住所・氏名を変更したときは、「住所等変更届」に次の書類を添えて提出してください。

〔添付書類〕 ・墓地利用許可証  
・（利用者の住所が市外になった場合）墓地代理人指定届

- 7 墓地利用許可の取消し

利用者が次の各号に該当するときは、利用許可を取り消すことがありますので御注意ください。

- (1) 偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 所定の管理料を納入しないとき。
- (3) その他、条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

## 8 墓地の返還

墓地が不用になったとき又は利用許可を取り消されたときは、原状に復し返還してください。「墓地返還届」に次の書類を添えて提出してください。

〔添付書類〕・墓地利用許可証

## 9 墓地利用権の消滅

墓地の利用者が、次の各号の一に該当するときは、その利用権は消滅します。

- (1) 利用者が死亡し、相続人又は親族で祖先の祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 利用者の住所が7年以上、明らかでないとき。

## 10 行為の禁止

利用者は、墓地において次の行為をしてはいけません。

- (1) 墓地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、又は樹木を折損すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 許可なくして行商、募金、その他これに類する行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、墓地の適正な管理を妨げる行為

## 11 使用料及び管理料

納入された使用料及び管理料は返還いたしません。(例：墓地を返還する場合)  
管理料は、5箇年分ずつ前納していただきます。

12 墓地利用中に生じた天災等、不可抗力による墓石等の損害については、市はその責を負いません。

13 墓石等は別表の基準により設置してください。

## 別 表

### 能登川墓地公園 墓石等の設置基準

#### 1 設備

- ア 墓石は1基とし、香花立は1基又は1対とすること。
- イ 墓碑又は墓石の正面は、原則として通路に面して平行に設置すること。
- ウ 市が設置した境界石を移動又は撤去しないこと。
- エ 地蔵尊、上屋類及び外柵は、設置しないこと。
- オ 植栽はしないこと。
- カ 墓碑の家名は、利用者以外の姓を刻まないこと。

#### 2 墓碑

- ア 高さは、2メートル以内とすること。
- イ 墓碑等は、境界石の内側に設置すること。